（１）ワーキンググループの趣旨、今後の進め方について

児童相談体制等検討会の方向性

＜令和５年度の検討会＞

４つの柱を用意し、区部、市町村部に分かれて親会議において４回にわたり議論。

Ⅰ 人材育成の共同推進　Ⅱ 連携の拠点作り　Ⅲ 専門的見地からのバックアップ機能強化　Ⅳ 相談体制の強化

＜今後の方向性＞

・この４つの柱について、具体的な取組・検討事項として６つの視点からさらに議論を進め、東京全体の児童相談体制の充実・強化を図っていく

①業務の標準化	②個別ケースに係る専門性向上	③人材育成の共同推進	④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化	⑤都児童相談所の体制強化	⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援
Ⅲ 専門的見地からのﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ機能強化	Ⅰ 人材育成の共同推進	Ⅰ 人材育成の共同推進	Ⅱ 連携の拠点づくり	Ⅱ 連携の拠点づくり	Ⅰ 人材育成の共同推進
Ⅳ 相談体制の強化	Ⅲ 専門的見地からのﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ機能強化	Ⅲ 専門的見地からのﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ機能強化	Ⅳ 相談体制の強化	Ⅳ 相談体制の強化	Ⅲ 専門的見地からのﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ機能強化
	Ⅳ 相談体制の強化	Ⅳ 相談体制の強化			

令和６年度は、この６つのテーマにより、引き続き区部と市町村部に分けて検討会を開催

令和５年度の児童相談体制等検討会の議論（まとめ）＜体制強化の方向性＞

①業務の標準化

- **基本的な対応**：自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応など、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないよう、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる
- **施設入所の効率化**：児童養護施設の入所調整など、迅速な入所に向けての仕組みづくりが求められる
- **新たな課題への対応**：
  全国各地から若者が集まる「トー横問題」や、昼夜の緊急対応が必要となる「赤ちゃんポスト」といった、これまでにない、広域的課題に的確かつ効果的に対処する必要がある
- **警視庁との連携**：警視庁とのさらなる連携に向け、連絡調整や相談対応にかかるルールづくり、システム連携の構築などを推進していかなければならない
- **相談システムの連携**：自治体間の連携強化に向け、相談記録の情報共有のシステムが必要である
- **事例の収集・分析**：個別事例の収集・検証、分析・ノウハウの共有化を行い、現場に還元する仕組みも必要である
- **統計調査**：虐待対応件数の計上方法等の統一化、統計情報の分析など、都全体の統計調査を統一的に対応することが必要である

②個別ケースに係る専門性向上

- **困難事例への対応**：臨検・捜索や、医療ネグレクトにかかる親権停止など、困難な法的対応には、特に相談援助技術の専門性が求められる。児童相談所によっては経験できるケースに地域差があるため、ノウハウの共有により、都全体のレベルアップを図る必要がある
- **治療指導の展開**：ケアニーズが高い児童については、専門的見地から医師、心理師など専門職によるバックアップが不可欠である
- **医療機関との調整**：精神疾患等により入院が必要な児童については、限られた資源の中で医療機関の確保に困難を伴う場合が多い。医療機関との入院調整、病床確保を円滑に行う仕組みが必要である

③人材育成の共同推進

- **研修の充実**： 専門職の対応力をアップするため、高度なコミュニケーションスキルを身につける研修の抜本的充実が必要である
  都トレーニングセンターと区職員研修所相互の研修参加、都と区市町村の合同研修の実施を進めるべきである
  新たな研修メニューや人材定着策、メンタルヘルスの企画研究への対応など、人材の育成、定着にかかる研究も求められる
- **人事面での交流**：現場での様々なケース対応を通じてスキルを身につけるＯＪＴは重要。児童相談所と子供家庭支援センター間、都と区の児童相談所間における派遣研修等を推進すべき。長期はもとより、短期的なスパンでの研修の実施も必要である

令和5年度の児童相談体制等検討会の議論（まとめ）＜体制強化の方向性＞

④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

・**対応力の強化**　：虐待相談が増加する中、児童相談所との適切な役割分担のもと、子供家庭支援センターの体制をさらに強化する必要がある

・**連携体制の構築**：様々な虐待事案に的確に対応するためには、児童相談所と子供家庭支援センターが各々の機能の充実強化を図り、常に連携が図れる運営体制の検討が必要である

・**未然防止の取組**：「こども家庭センター」が施行される中、虐待の未然防止に向け、母子保健部門と子供家庭支援センターが一体的な体制のもと、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある。さらに、引き続き支援が必要な家庭については、児童相談所とも連携しながら支援していく必要がある

⑤都児童相談所の体制強化

・**人員・組織体制の強化**：児童福祉司・心理司の計画的な増員、管理職増員によるマネジメント力の強化を図る必要がある

・**児童相談所の新設**　：国の児童相談所の管轄人口の見直しを踏まえ、練馬児童相談所（仮称）の新設（６年度）や多摩地域への児童相談所の設置準備を進めていく

・**都児童相談所の一時保護部門の体制拡充**：一時保護所の増設、民間事業者を活用した一時保護事業の展開など体制の拡充を図り、高まる保護需要に的確に対応する必要がある

・**都児童相談センターの体制強化：**業務の標準化、個別ケースに係る専門性の向上、人材育成の共同推進などを図るため、都児童相談センターの体制を強化した上で、総合調整機能を担当する必要がある

⑥ケアニーズの高い児童への支援体制の強化

※児童相談センターが対応

・**職員の支援力の強化**：各児童相談所や子供家庭支援センター職員への専門的なアドバイスを通じてケアニーズの高い児童への支援力を強化

・**施設の支援力の強化**：児童養護施設等へのコンサルティングを通じて、ケアニーズの高い児童のさらなる支援が可能となるよう、施設の対応力を強化。さらに施設における心理治療機能のあり方も議論していく必要がある

・**医療機関との調整**：精神疾患等により入院が必要な児童については、限られた資源の中で医療機関の確保に困難を伴う場合が多い。医療機関との入院調整、病床確保を円滑に行う仕組みが必要である　【再掲】

児童相談体制等検討会における検討部会・ワーキンググループについて

（１）児童相談体制等検討会について

〇目的：子供を虐待から守り、健やかに成長できる環境を整備するため、子供及び保護者を支援する取組について検討すること

〇令和6年度第1回の検討会にて**業務の標準化等における以下の取組について、検討部会・ワーキンググループを設置**し、検討を進めることとなった

・『**ケース移管や家庭復帰に係るルール等を確認・検証し、必要なルールの策定を検討**（移管元と移管先の役割認識、共有する情報、アセスメントシートの記入方法などの見直しなど）』

・『**東京ルールの運用状況の検証・見直し**（事務手続きの簡略化など）』

・その他、検討会の検討項目に係る報告や意見交換

（２）それぞれの会議の役割、構成員や人数について

児童相談体制等検討会	都及び区市町村の児童福祉を主管するもので構成【部長級】	全区市町村及び都
検討部会	・検討会座長から指示された事項について検討する ・都と区市町村の課長級以下の職員で構成【課長級】 ・ワーキングでの検討内容を確認し、承認していく役割	区：８人（ブロックから1人、児相設置区から3人） 市：5人（ブロックから1人）、町村：1人　計14人 （都：同人数）　合計28人
ワーキンググループ	・検討作業を進めるためワーキンググループを設置 ・係長、課長代理級の職員を中心に構成【係長級・課長代理級】 ・**実務的な議論を交わし、検討作業をする役割**	区：８人（ブロックから1人、児相設置区から3人） 市：5人（ブロックから1人）、町村：1人　計14人 （都：同人数）　合計28人

（３）今年度の進め方（※現時点での想定であり、今後変更となる可能性あり）

（４）ワーキンググループの今年度の到達点

今年度のめざす到達点：標準化する項目の確定	・ケース移管や家庭復帰に関する標準化する項目を確定 ・東京ルールに関する見直しの内容を確定

検討部会、ワーキンググループの今後のスケジュール（案）

第１回検討部会【令和６年１０月２日】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」、「東京ルール」に係る課題の共有
・都と区市町村の合同研修の実施に向けた検討状況の報告
・施設への入所調整の効率化に向けた意見交換

第１回ワーキンググループ【令和６年１０月１６日】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」に係る課題の共有、論点整理
・施設への入所調整の効率化に向けた意見交換

第２回ワーキンググループ【令和６年１１月～１２月頃】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」に係る論点整理
・「東京ルール」に係る課題の共有、論点整理
・その他、報告や意見交換が必要な事項

第３回ワーキンググループ【令和７年１月～２月頃】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」、「東京ルール」に係る論点整理、中間まとめ
・その他、報告や意見交換が必要な事項

第２回検討部会【令和７年２月頃】

・ワーキンググループの検討状況の報告、意見交換
・その他、報告や意見交換が必要な事項

（2） 都区の児童相談所間の
ケース移管及び家庭復帰について

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰　≪検討の方向性≫（案）

移管及び家庭復帰に関する検討の方向性

➢　移管等の手続きに関し、児童相談所運営指針や全国児童相談所長会の申し合わせを遵守した上で、その解釈や認識の違いによる行き違いを防止するため、都区の児童相談所間における統一的なガイドライン等の作成を検討

➢　児相ごとの援助の工夫等独自性については尊重。そのうえで、よりよい援助につながるものは全体で共有し、都の児童相談体制のレベルアップにつなげる

➢　都児相、区児相、区市町村子家センのそれぞれの視点から議論の上、取りまとめていく

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰　≪検討の方向性≫（案）

現状・課題	ワーキングで検討いただきたいこと
移管元児相から移管先児相への連絡や内容、移管先児相の受理のタイミングにばらつきがある	移管先児相への連絡のタイミングや内容、移管先児相の受理はどうあるべきか
転居後の児童の安全確認について、移管元児相と移管先児相の役割分担の認識にばらつきがある	転居後の安全確認について、移管元児相の実施が適当と判断される場合とは
移管に際し、移管元児相が移管先児相から追加調査などを求められ、移管に時間を要することがある	移管元児相が行うべきことや、移管先児相と移管元児相の役割分担について
移管に際し、児童票の記載内容、アセスメントシートの記載の仕方が統一されていない	児童票の記載内容、アセスメントシートの記載の仕方はどうあるべきか
移管先児相に提供されるべき資料が不足していることがある	移管先児相に提供されるべき資料について
移管元児相が決定していた援助方針（少なくとも1か月は継続すること）に関して疑義が生じる場合がある	援助方針の継続に関する移管元児相と移管先児相のやり取りの実際についての情報共有
移管を伴う家庭復帰において、事前協議のタイミング、情報共有の内容、援助依頼の有無等の認識統一がされていない	移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼のあり方について
家庭復帰の進め方の共通認識や、家庭復帰となる際のチェックリストの活用の現状把握が必要	家庭復帰の進め方、家庭復帰のチェックリスト活用の現状把握と共通のチェックリストの必要性について

※「現状・課題」は、都児童相談センターが令和６年５月に実施した「児童相談体制における現状把握のための調査」の結果に基づき整理

児童相談所における自治体間のケース移管及び家庭復帰　≪検討部会での意見≫

検討の方向性について

➢　移管等の手続きに関し、**移管先児相が児童・保護者との相談関係を継続できるように、移管元児相が手続きを進めることが大事**。一方、既に転居しているケースにおいては、**移管先児相として行うべきことをすることが重要**であり、検討のベースとしてその視点を入れるべきではないか

➢　遠方の児相間ではない、**都内の児相間ならではの地の利を生かして**、移管元と移管先児相が家庭訪問に同行したり、移管先での個別ケース検討会議に移管元児相も出席し、アセスメント等直接関係者に伝えることが必要

➢　**オール東京としての考え方ややり方をきちんと示し、協力して取り組む**ことが大事

➢　移管等に係る**児相間のルールを子家センが把握すること**で、移管等の経過を子家センが理解でき、**地域における家庭への支援が円滑に進む**のではないか

➢　全国ルール等を遵守できていれば良い話であり、**遵守できないのであれば、その理由を検証し、遵守できるようにする**ことが必要

➢　既存のルールが職員に浸透していない現状があることから、**ケースワークを担う職員がきちんと理解できるための取組が重要**

検討の内容について

➢　指導内容を保護者に伝えているか、アセスメントした判断のエビデンスやどういう状況についてアセスメントをしたのか、写真も含めた記録類等も併せ、**移管元と移管先の児相間でしっかり情報をすり合わせる**ことが重要

➢　例えば、家族がＡ区とＢ区に分かれて生活しているとか、都内で行き来を繰り返すような、**例外的なケースについても、通告が入った場合の取り扱いなどの考え方の整理**ができるとよい

都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰
≪部会の意見を踏まえた検討の方向性≫

移管及び家庭復帰に関する検討の方向性

➢　全国児童相談所長会の申し合わせの遵守が大前提

➢　申し合わせの遵守状況の検証、確認を行い、課題があれば、どうすれば解消につながるか検討
　⇒　都区の児童相談所間における共通認識をつくり、適切な運用に繋げる

➢　児相ごとの援助の工夫等独自性については尊重。そのうえで、よりよい援助につながるものは全体で共有し、都の児童相談体制のレベルアップにつなげる

➢　都児相、区児相、区市町村子家センのそれぞれの視点から議論の上、オール東京としての対応ができるよう取りまとめていく

児童相談所における自治体間のケース移管及び家庭復帰の現状・課題　①

移管の現状 ①

○　原則、**「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ（令和4年12月20日付け全国児童相談所長会）」**に基づいた対応が求められている。

○　**「移管」の具体的な手続き**については、**「第２　転居に伴うケース移管及び情報提供の具体的申し合わせ」**に記載。

【「１**「移管」**の手続きについて」より】

（１）転居の確認

移管元の児童相談所は市区町村等と連携して速やかに転居の事実を把握する。

（２）方針の確認と**移管先の児童相談所への連絡**・事前協議

転居の事実を確認後、移管元の児童相談所は速やかに援助方針会議等の所内協議を開催し、アセスメントシート等を用いて「移管」か「情報提供」かに関する方針を決定し、**直ちに移管先の児童相談所へ電話**に加え、国情報共有システム等可能な手段により必要情報の提供を行った上で、事前協議を行う。

（３）**通告の受理**及び**安全確認**

移管先の児童相談所は、（２）の**移管の電話等による連絡・事前協議を「通告」と捉え、直ちに緊急受理会議を開催し、新規受理する。**

また「通告」であることから、**通告を受理した移管先児童相談所が安全確認を実施**するが、**移管元児童相談所が安全確認を実施した方が適当な場合はその限りではない**。

課　題　①

➢　移管元児相から移管先児相への連絡が、保護解除日の直前や措置解除後に入り、**移管の事前協議が適切なタイミングで行われない**ことがある

➢　居住実態が転居先に移っているにも関わらず、移管の書面が届かないと移管先児相が受理しないことがある

⇒　**移管先児相への連絡のタイミングや内容、移管先児相が受理する条件**はどうあるべきか

➢　**転居後の安全確認の必要性や実施主体**について、**移管元と移管先児相との認識が異なり、やりとりが円滑に進まない**

⇒　**移管元児相が安全確認を実施した方が適当な場合**とはどのような時か

児童相談所における自治体間のケース移管及び家庭復帰の現状・課題　②

移管の現状　②

【「１**「移管」**の手続きについて」より】

（４）**引継ぎ**

ア **期限**

速やかに地域の関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から**遅くとも１か月以内に移管を完了**する。

イ **資料**

①表書き（様式１－１）　②ケース移管票（様式１－２）　③**児童票**　④**アセスメントシート**

⑤今まで行ってきたアセスメントの記録

⑥けがの情報（写真や図、大きさ、色、部位、頻度などがわかる客観的な情報）

上記の他、診断書など、**移管先の児童相談所が当該ケースのリスクについて十分に判断できる資料**を準備ができた時点で送付する。

なお、移管元及び移管先の児童相談所による家庭訪問及び関係者を交えてのケース検討会議等の開催までには一定の時間を要することから、電話等により当面の対応等について事前協議 を行うなど、援助経過に空白が生じないよう配慮する。

課　題　②

- ➢ 移管元児相が、移管先児相から追加の調査等を求められ、移管に時間を要することがある
  - ⇒ **移管元児相が行うべきこと**や、**移管元児相と移管先児相の役割分担**はどうあるべきか
- ➢ 児童票に記載すべき事項について統一されていない
  - ⇒ **児童票に記載すべき情報**とは何か
- ➢ アセスメントシートについて、記載の仕方が統一されていない。
  - ⇒ **アセスメントシートの記載方法**はどうあるべきか
- ➢ 提供される資料が不十分なことがあり、移管先児相がリスクを評価しにくい。
  - ⇒ **移管先児相に提供されるべき資料**とは何か

児童相談所における自治体間のケース移管及び家庭復帰の現状・課題　③

移管の現状　③

【「１**「移管」**の手続きについて」より】

（５）**援助方針の継続**

移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とする。

移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、引継ぎが完了したら速やかに援助方針を決定する。当該援助方針は、虐待状況の理解についての児童相談所間の認識の差をなくす観点から、**移管元の児童相談所が決定していた援助方針を、少なくとも１ヶ月間は継続**する。

移管後、**１ヶ月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断**する。

なお、１ヶ月以内に、より高度なリスクが発生した場合、移管先の児童相談所が、移管元から引き継いだ援助方針を直ちに変更し、高次の援助方針（児童福祉司指導または施設入所措置等）に変更することを妨げるものではない。

課　題　③

- 移管する援助方針について移管先児相から理解が得られず、移管手続きが円滑に進まないことがある
  （例：なぜ児童福祉司指導なのか。または、なぜ児童福祉司指導ではないのか。
  保護者援助のための児童福祉司指導の位置づけ）
- 移管後１ヵ月の再アセスメントの実施ができているか確認が必要

⇒　**援助方針の継続**に関する移管元児相と移管先児相のやり取りの状況、**再アセスメントの実施状況**を把握し、適切な運用につなげたい

児童相談所における自治体間のケース移管及び家庭復帰の現状・課題　④

家庭復帰の現状

○「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」に基づいた対応が求められる。
○**「家庭復帰」**の具体的な手続きについては、「第４ 家庭引取りの取り扱いに伴う調査等の依頼の具体的申し合わせ」に記載。

【「１　管轄区域外への家庭引取りへの対応」より】
施設入所措置等継続中のケースや一時保護中のケースで管轄区域外の家庭への引取りを行う場合は、**家庭引き取り先の居住地を管轄する児童相談所に事前に協議**すること。
なお、必要に応じて「援助依頼」を行い、管轄区域外の児童相談所へ調査や同行訪問の実施を次のとおり依頼すること。
また、「援助依頼」を受けた管轄区域外の児童相談所は、ケースとして受理し、速やかに依頼された調査や同行訪問を実施し、依頼した児童相談所に報告すること。

課　題

- 管轄区域外への家庭復帰について、転居先児相への事前協議なしに進められることがある
  ⇒　家庭復帰における、**事前協議、情報共有の内容やタイミング、援助依頼のあり方**の整理が必要
- 家庭復帰の進め方について共通認識がない（家庭復帰における、進行管理のあり方、交流の進め方やプログラムの流れ、管轄区域外での外泊交流の際の転居先児相や子家センなど関係機関への連絡、個別ケース検討会議のタイミング等）
  ⇒　**家庭復帰の進め方の共通認識**をどこまで持つべきか
- 都児相では家庭復帰の際、チェックリストを活用しているが、都内全体の対応状況を共有したい
  ⇒　**家庭復帰チェックリストの活用状況**の把握、**共通のチェックリストの作成等の必要性**についての検討

（３）施設への入所調整の効率化に向けた検討（案）について

児童養護施設への入所調整に係る課題

➢虐待対応件数の増加、一時保護需要の増大、児童養護施設の高い入所率等を背景に、**入所施設が容易に決まらない状況**

➢そのため、**児童相談所は、入所依頼に応じてもらえる施設が見つかるまで、児童福祉司が個別に施設への打診を続けざるを得ない**

➢施設側においても、入所率が高止まりしており、また、個別ケアを要する児童が増えているなど児童への対応に苦慮

➢そうした中、施設には多くの児童相談所から入所依頼が日々舞い込むため、**受け入れの優先順位付けが困難な状況**

➢現在、児童相談所は、月に2回施設側から共有される施設の空き情報を参考に入所の打診を行っているが、打診の際には情報のタイムラグが発生するため、**空き情報を完全には参考にできていない**

➢施設への**一時保護委託についても同様の状況**が発生

以下、２つの取組を新たに実施

➢**施設入所先・一時保護委託先の空き情報のリアルタイム「見える化」の実施（令和６年度試行実施、令和７年度以降本格実施）**

➢**施設入所調整窓口の設置（令和８年度の実施（試行含む）を目指す）**

施設への入所調整に係る今後の対応（案）

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

令和６年度

➢施設入所先・一時保護先の**空き情報のリアルタイム「見える化」**の実施

→現行、施設側から月２回空き情報が共有されているが、都がシステムを構築の上、**施設側に状況変化が生じた都度、システムに入力する形に運用を変更（令和６年度は試行実施）**

➢児童相談所は、当該情報を基に、施設に対して個別に入所依頼を実施

※**リアルタイム空き情報は、都児相、区児相で共有することを想定**

【イメージ】

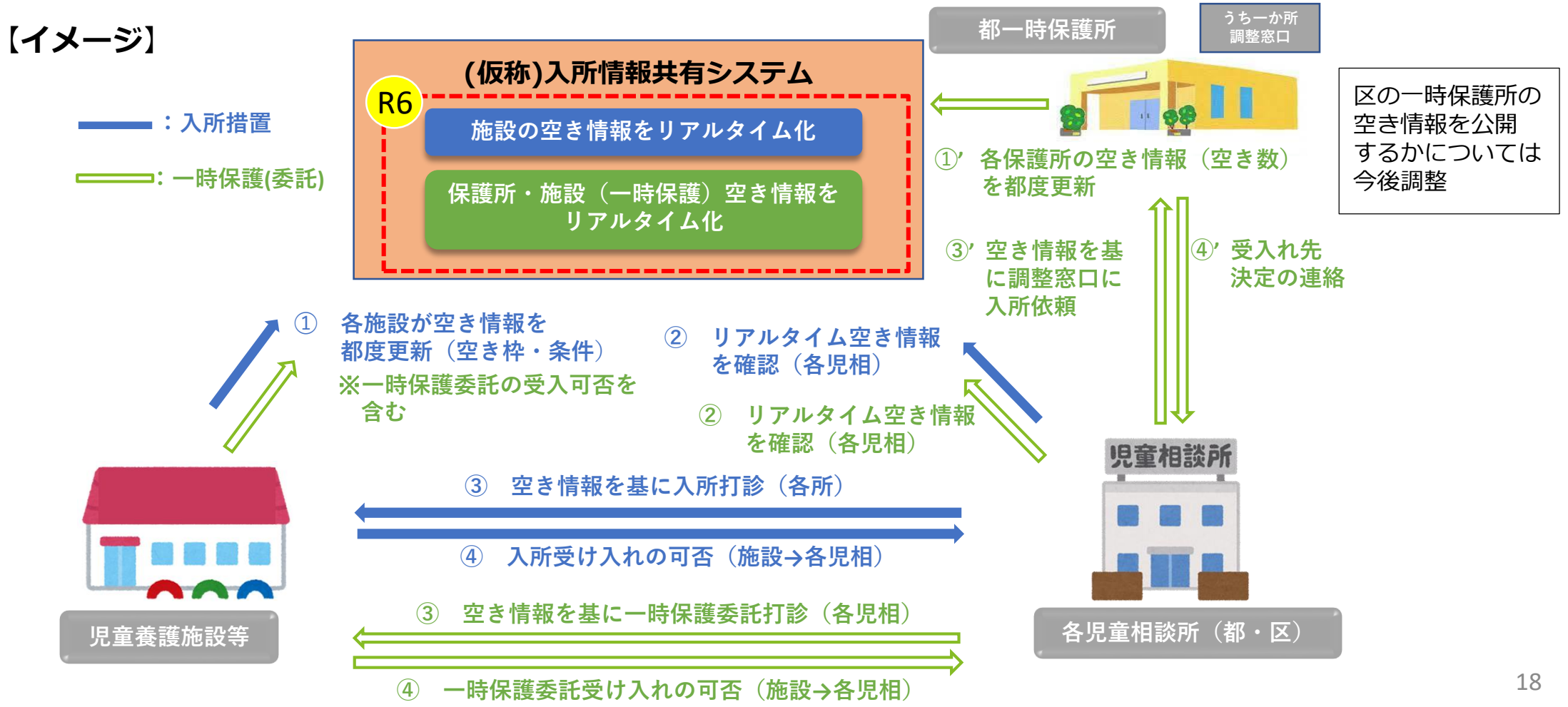

施設への入所調整に係る今後の対応（案）

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

令和８年度

施設入所調整窓口の設置（試行実施含む）

➢施設入所について、施設の空き情報を「見える化」した上で、**施設入所調整窓口を都児童相談センターに設置**

※**入所調整の対象には区立児童相談所も含める方向で検討**

【イメージ】

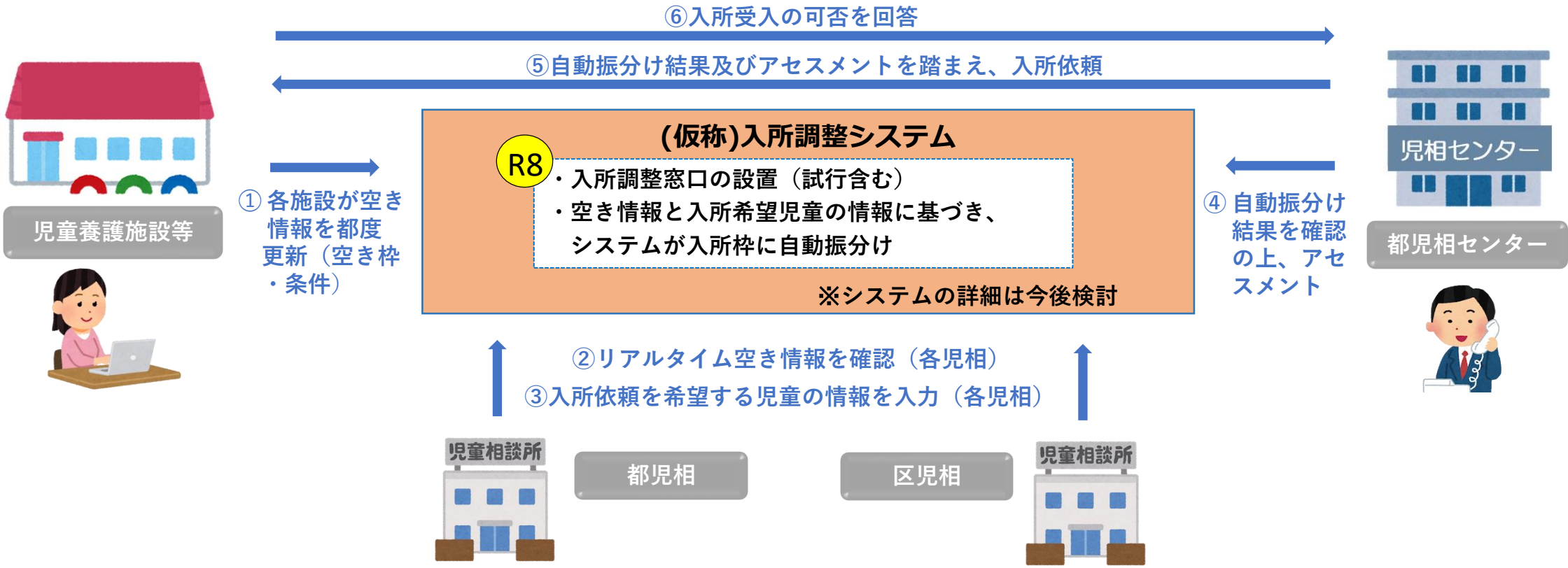

今後の検討の方向性（案）

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

＜検討の進め方＞

令和６年度

- 児相側における検討
- 施設側における検討
- システムの仕様検討
  (リアルタイム「見える化」)

※検討状況は、お互いにフィードバック

令和７年度

リアルタイム「見える化」実施
※試行含む

- 児相側、施設側、都の三者間での運用方法の協議
- システムの仕様検討
  (入所調整)

※検討状況は、お互いにフィードバック

令和８年度

- 入所調整窓口設置 ※試行含む
- 入所調整システム構築

【児相側における検討】

○児童相談体制等検討部会、ワーキンググループ、児童福祉担当課長代理会など、様々な会議の場を通じて、整理が必要な事項や懸念事項等について幅広く意見を募る
○都児童相談センター総合連携担当において、意見を集約し課題を整理の上、それぞれの会議にフィードバック

【施設側における検討】

○施設側との協議の場を設け、課題を整理
○児相側の意見を伝えるとともに、施設側から児相側への要望事項を確認
⇒施設側から児相側への要望については、児相側の会議の場で適宜情報共有

令和６年度中はこれを繰り返し行い、論点整理を進める

都において運用方法を整理し、令和７年度、児相、施設との三者協議を実施

【システムの仕様の検討】

○リアルタイム「見える化」・入所調整窓口設置に向け、都においてシステムの仕様を検討
○仕様の素案については、各種会議の場において児相側、施設側と共有し、意見を募る
※都の「現場対話型スタートアップ協働プロジェクト」において、本件に協働で取り組むスタートアップ企業を募集している

(仮称)入所情報共有システム構築（令和６年度）

(仮称)入所調整システム構築（令和８年度）

児相側において整理が必要な事項　※たたき台

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

【入所調整窓口と共有する児童の情報】

➢施設への入所依頼を希望する際、児童の情報をどこまで入所調整窓口（児相センター）と共有するか
（児童の情報は、施設への依頼や、システムにおける空き枠への自動振分けの手続に活用することを想定。そのため、一定程度類型化することが必要）

・【例】学年、性別、主訴、子供の状況、入所理由、希望する地域の条件（都外の可否、通学のための希望地域）
※施設側が適切に受入の判断ができるよう、これ以外の項目についても具体的に設定できることが望ましい
・児童の個人情報にも留意する必要有
・児童票を添付するか（都児相、区児相それぞれの取扱い）
※施設側の要望も踏まえる必要有（別途都から意見聴取予定）

【施設側から提供いただく情報】

➢現在提供いただいている情報は、以下のとおり

・入所状況（定員、入所児童数（学年、性別ごと））
・受入可能児童数（学年・性別ごと）
・今後の入退所予定
・一時保護委託児童の受入状況
・受け入れ条件（受けられない場合はその理由など）

➢上記のほか、施設側へ入所の打診を行う際、施設の情報として事前に把握すべきものはあるか
（受入れ可能な児童の詳細な状態像など）

【優先順位付けのルール】

➢入所調整窓口を設置した場合、各児相から提供いただいた児童の情報をもとに入所調整窓口（児相センター）がアセスメント、優先順位を設定した上で施設に入所依頼を実施することになる

➢優先順位の設定に当たり、考え方を整理の上、一定のルールを策定する必要がある
→優先度が高いのは、どのような児童か
（全ての入所依頼案件を入所調整の対象とするか）

【対象施設】

➢児童養護施設のほか、乳児院なども対象とするか

【参考】施設側において整理が必要な事項　※たたき台

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

【検討体制の構築】

➢都と施設側で検討、課題整理を行う場の設定

【空き情報の提供方法の変更】

➢施設の空き情報について、状況に変化が生じた都度、随時システムに入力するという運用に変更することに課題や懸念事項があるか

➢空き情報は、エクセルではなく、例えばクラウド上で集約することが想定されるが、懸念事項の有無

【施設側から提供いただく情報】

➢現在提供いただいている情報は、以下のとおり

- 入所状況（定員、入所児童数（学年、性別ごと））
- 受入可能児童数（学年・性別ごと）
- 今後の入退所予定
- 一時保護委託児童の受入状況
- 受け入れ条件（受けられない場合はその理由など）

➢今後、提供いただきたい情報の項目や内容について、再度整理

【都側から提供する児童の情報】

➢施設における児童の受入れに当たり、都側から事前に提供する児童の情報　※一定程度類型化することが必要

【例】学年、性別、主訴、子供の状況、入所理由

※このほか、受入の判断に必要な情報について御教示いただきたい

【入所調整窓口設置後の入所依頼の取扱い】

➢都において入所依頼の窓口を設置した場合、入所調整により当該児童の受入希望施設を選定するに当たり、選定施設において円滑に受け入れができるよう、具体的なルールづくりを行いたい